

24み監査第 118 号  
平成25年 3月15日

みよし市長 久野知英様  
みよし市議会議長 伊藤邦洋様  
みよし市教育委員会委員長 佐堀守秀様

みよし市監査委員 倉本繁八  
同 近藤義広

随時監査(現金取扱事務に関する監査)の結果に関する報告について(提出)  
地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八

近藤義広

## 第2 監査の種類

随時監査

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施日

平成25年2月14日、15日

### 2. 監査の対象とした部課

協働部 生涯学習課

環境経済部 産業課（緑と花のセンター）

教育委員会教育部 スポーツ課

市民病院事務局 管理課

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

出納員、現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則の規定に基づき、出納員、現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

(1) 現金は、現金出納簿、収納金出納簿等の金額と一致しているか。

(2) みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条による収納金出納簿は、整備されているか。

(3) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記入されているか。また、日々、出納関係帳簿の点検を行っているか。

(4) 収納金・釣銭は、適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(5) 収納金は、遅滞なく指定金融機関に振り込まれているか。

(6) 釣銭資金の設定、取扱いと保管は、適正に行われているか。

なお、監査は監査対象の部課に事前の通知を行わず、実施しました。

## 第4 監査の結果

### 1. 市民病院事務局管理課

平成25年2月14日午前8時40分から、市民病院事務局管理課浅井主任主査の立会いのもとで監査を実施しました。受付カウンターに備えられた金銭登録機内及び別室に置かれた金庫内の現金（釣銭等）について、金種別に確認し、当日午前8時20分現在の現金出納簿と照合した結果、記帳記録及び金種別に正確な処理が行われていました。現金出納簿は、日々、医療事務受託者の総括責任者及び病院事務局管理課職員2名によって点検、確認されていました。金銭登録機内及び別室の金庫内を確認した結果、他の現金等はなく、適正に管理されていました。また、金銭登録機は鍵付の機種であり、別室の金庫の保管場所は安全であることも確認しました。

### 2. 協働部生涯学習課

平成25年2月15日午後1時40分から、生涯学習課鈴木課長の立会いのもとで監査を実施しました。携帯用の金庫内の現金（釣銭）について、現金出納簿及び収納金出納簿の記帳記録との照合をした結果、金種別に正確な処理が行われていました。また、複写機の鍵付料金受内の現金（釣銭及び複写機使用料）についても実査し、適正に管理・保管されていることを確認しました。携帯用の金庫及びそれを保管する別室に置かれた大型金庫内を確認した結果、他の現金等はなく、適正に管理されていました。また、大型金庫の保管場所が安全であることも確認しました。

### 3. 環境経済部産業課（緑と花のセンター）

平成25年2月15日午後2時17分から、緑と花のセンター加藤所長の立会いのもとで監査を実施しました。携帯用の金庫内の現金（釣銭及び施設使用料）について、現金出納簿及び収納金出納簿の記帳記録との照合をした結果、金種別に正確に処理されていました。携帯用の金庫及びそれを保管する別室に置かれた小型金庫内を確認した結果、他の現金等はなく、適正に管理されていました。また、小型金庫の保管場所が安全であることも確認しました。

### 4. 教育委員会教育部スポーツ課

平成25年2月15日午後3時17分から、スポーツ課深谷副主幹の立会いのもとで監査を実施しました。携帯用の金庫及び事務室に備えられた金銭登録機内の現金（釣銭及び施設使用料）について、現金出納簿及び日計簿等の記帳記録との照合した結果、金種別に正確に処理されていました。また、携帯用の金庫及びそれを保管する別室に置かれた小型金庫内を確認した結果、他の現金等はなく、適正に管理されていました。また、金銭登録機は鍵付の機種であり、小型金庫の保管場所は安全であることも確認しました。

監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則等に基づいて、概ね適正に処理されていると認められました。突然の監査にもかかわらず、各課担当者には快く誠実に監査に協力していただき、ありがとうございました。

しかし、以下のとおり、その一部において是正、改善を必要とする事項が認められたので、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう求めます。

#### 1 収納金出納簿の記帳について

① 現金出納簿（つり銭用）について、記録の一部に桁違いの記帳上の誤りが認められた。 【産業課（緑と花のセンター）】

② みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条に基づく収納金の出納について、日計簿は日々記帳されていたが、収納金出納簿が月単位で記帳されていた。

【スポーツ課】

#### 2 現金取扱員について

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第2条に基づく現金取扱員に任命されていない職員によって、現金の収納がされていた。 【スポーツ課】